

# 路面下空洞調査業務におけるコンペ方式の変更について【R5年度発注業務から適用】

## 1. 路面下空洞調査におけるコンペ方式の概要 (国が管理する一般国道及び高速自動車国道)

➤ 空洞を見逃さない技術力を客観的に評価するため、入札参加者がコンペ実施区間で探査車両による空洞調査をしたうえで、異常信号箇所(空洞の可能性のある箇所)をとりまとめた技術提案書等を提出、その後ボーリング調査及びスコープ調査を現地で実施し、空洞の発見技術(正解数)と的中率を用いて総合的に評価を行い受注者を選定する入札方式を平成30年度から導入

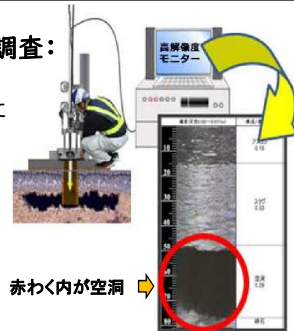
### ■探査車両による空洞調査:

空洞探査車により取得したデータを解析して異常信号箇所(空洞の可能性のある箇所)を抽出



### ■ボーリング調査及びスコープ調査:

探査車両による空洞調査の結果に基づき異常信号箇所のボーリング調査及びスコープ調査を実施し、空洞の厚さ等を確認



## 2. 現状の問題点

- ✓ 技術提案した異常信号箇所を提案者がボーリング調査及びスコープ調査を実施することになっているため、コンペにかかる調査費用は提案者に大きな負担となっている(提案者の負担軽減が必要)。
- ✓ コンペにかかるボーリング調査及びスコープ調査の結果を全提案者へ開示していない(更なる透明性の確保が必要)。

## 3. 変更点について(今回見直しは、赤字部分)

### 1) 近接空洞及び既知空洞の扱い

#### ○近接空洞の扱いについて

近接した空洞同士(ボーリング中心位置間)の離隔が1.5m以下である場合は、同一空洞と見なす。

#### ○既知空洞の扱いについて

- ・異常信号箇所(ボーリング調査及びスコープ調査未実施箇所)における提案については、新たに空洞が発見されたものとし、新規空洞として取り扱う。
- ・また、過年度業務において空洞と判定された箇所についても、補修等の対応がなされた場合もあることから、新規空洞として取り扱う。

### 2) ボーリング調査及びスコープ調査の実施者

○ボーリング調査及びスコープ調査は、提案者が技術提案書で申請した異常箇所~~で実施する~~。ただし、発注者が近接空洞の考え方にに基づき同一空洞と判断した場合は、代表者が実施するものとし、代表者は発注者が決定する。

○ボーリング調査及びスコープ調査の実施箇所及び実施者については、技術提案書の提出者に周知する。

○ボーリング調査及びスコープ調査の実施箇所について、異議の申立がある場合は協議し、調査実施箇所に変更が生じた場合は、再度、技術提案書の提出者に周知する。

### ■近接空洞の主な評価イメージ

ケース	略 図	ボーリング調査及びスコープ調査の実施者	空洞の判定
① 同一空洞と判断 (申請された空洞の範囲が重複していない場合)		代表者が実施 (1か所)	1か所
② 同一空洞と判断 (申請された空洞の範囲が重複していない場合)		代表者が実施 (1か所)	1か所
③ 別空洞と判断 (申請された空洞の範囲が重複していない場合)		両者が実施 (2か所)	2か所
④ 別空洞と判断 (申請された空洞の範囲が重複している場合)		両者が実施 (2か所)	2か所

○ : A者の空洞範囲      ○ : B者の空洞範囲      ● : 異常箇所(ボーリング調査及びスコープ調査の実施箇所)

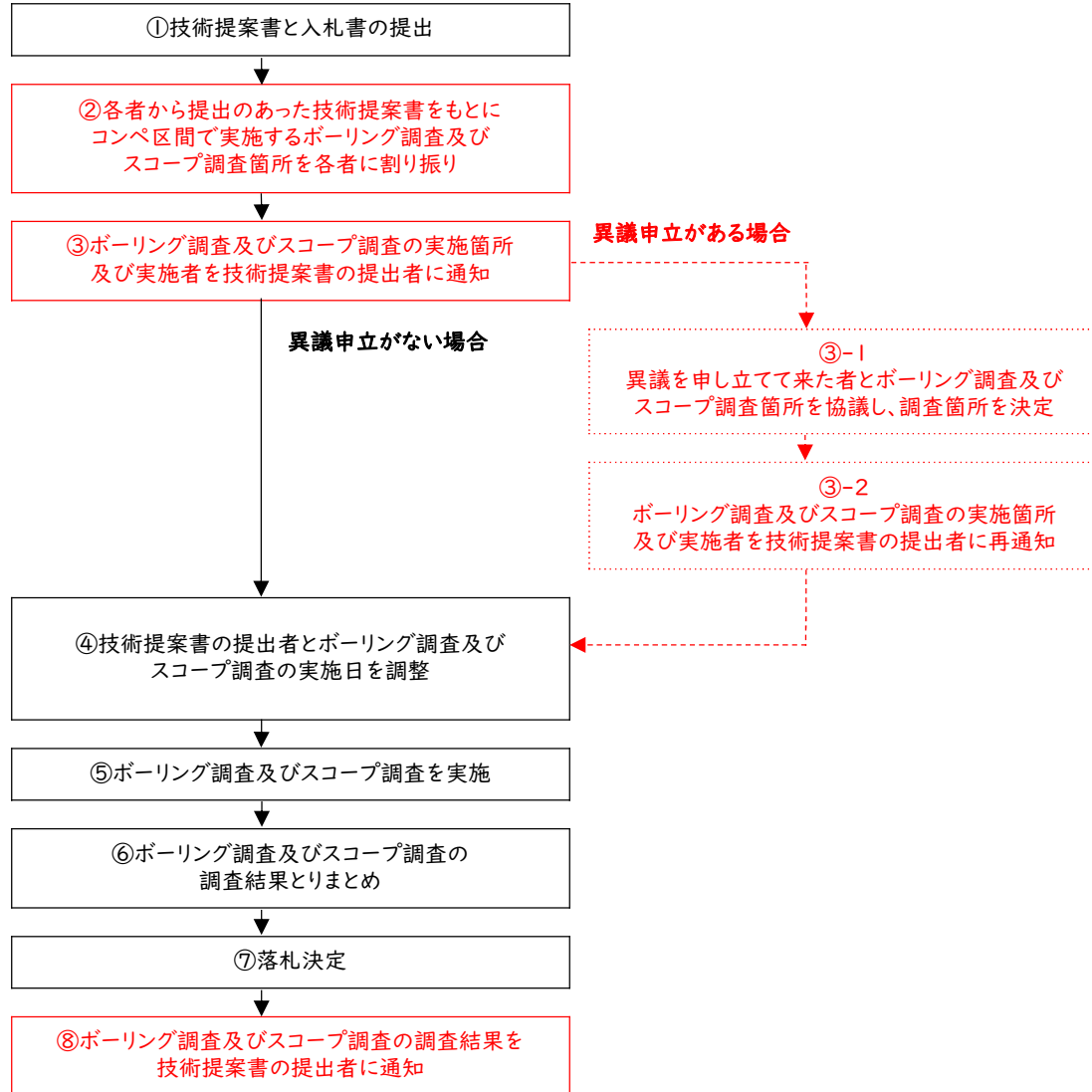
※「空洞の判定」については、ボーリング調査及びスコープ調査の結果、空洞と判定された場合の最大数を記載。

# 路面下空洞調査業務におけるコンペ方式の変更について【R5年度発注業務から適用】

## 3) ボーリング調査及びスコープ調査の調査結果の通知

○ボーリング調査及びスコープ調査の調査結果については、技術提案書の提出者に通知する。  
 ※ただし、近接空洞において、代表者が実施したボーリング調査及びスコープ調査の空洞の判定結果についての異議申立は受け付けない。

### ■ボーリング調査及びスコープ調査の流れ



### 【参考】評価対象となる空洞の大きさと評価方法について(今回変更なし)

○評価対象とする空洞は、深度が1.5m以内にあり、厚さが0.1m以上とする。

○評価方法は、総合評価落札方式(1:3)とする。

価格評価点:技術評価点=20点:60点 ※1

①価格評価点の考え方

価格評価点=20点×(1-入札額/予定価格)

②技術評価点の考え方

技術評価点=発見技術<30点>+的中率<15点>+技術者評価<15点> ※2

発見技術 <30点>	的中率 <15点>
$\frac{\text{発見した空洞数}}{\text{空洞数}}$	$\frac{\text{発見した空洞数}}{\text{申請のあった空洞数}}$

※1 点数については、地整により異なる場合がある。

※2 一部地整においては、企業評価を追加している。

○参加表明者が1社の場合でも特定テーマによる実測評価を行うが、評価項目「的中率」が50%に満たない(25点未満)技術提案書等提出者は、契約の相手方として特定しない。